

オフセット・クレジット（J-VER）等登録簿システム利用規程

平成 21 年 3 月 10 日 制定

平成 21 年 12 月 3 日 一部改訂

第 1 条 目的

この規程は、オフセット・クレジット(J-VER)制度（以下「本制度」という。）により生じるオフセット・クレジット（J-VER）（以下、「J-VER」という）及び認証された都道府県 J-VER プログラムにより発行されるクレジット（以下、「都道府県 J-VER」という）~~（以下、「J-VER」という）~~を本制度の参加者が保有、移転及び無効化することを可能とするため、オフセット・クレジット（J-VER）等登録簿システム（以下「J-VER 登録簿」という。）における口座開設、J-VER 及び都道府県 J-VER（以下、「J-VER 等」という）の発行、移転及び無効化に伴う記録手続その他の J-VER 登録簿の運営及び利用に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条 用語

この規程において使用する用語は、「オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則」~~（平成 20 年 11 月 14 日 環境省）~~（以下、「実施規則」という）及び「オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程」（以下、「認証運営委員会規程」という）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「管理主体」とは、J-VER 登録簿を維持及び管理する J-VER 認証運営委員会をいう。
- 二 「口座開設者」とは、実施規則及び認証運営委員会規程に基づき J-VER 登録簿に口座の開設を受けた者をいう。
- 三 「記録」とは、本規程に定める条件に従い、J-VER 等の発行又は移転若しくは無効化に際し、管理主体又は口座開設者が口座開設者の保有口座又は無効化口座若しくはバッファー管理口座に対し電磁的な方法により J-VER 等を記載又は抹消することをいう。
- 四 「無効化」とは、実施規則及び別に定める手順書に基づき、管理主体が J-VER 等を無効化口座に移転することをいう。

第 3 条 J-VER 登録簿

管理者は、J-VER 登録簿を次の各号に掲げる口座に区分するものとする。

- 一 保有口座                      口座開設者が J-VER 等を保有するための口座
- 二 無効化口座                  管理主体が J-VER 等を無効化するための口座
- 三 バッファー管理口座      プロジェクトから生じたクレジットの一部をバッファーとして管理するための口座

2 各口座には、口座番号を付する。

3 口座に記載される J-VER 等には、それぞれ次に掲げる事項を表すシリアル番号を付する。

1. プロジェクト実施国（ISO3166 で規定されるコード番号により表示する。以下同じ。） または都道府県記号

~~1. 都道府県（ただし、都道府県 J-VER に限る）~~

2. クレジット種別

3. クレジット特定番号（1 トンを単位として記録される各クレジットに固有の番号をいう。）

4. 発行約束期間、適用約束期間などの制度を識別する番号

5. プロジェクト番号

4 J-VER 登録簿は、電磁的記録で作成するものとする。

#### 第 4 条 口座の開設

J-VER 登録簿に口座の開設を受けようとする者は、以下に掲げる事項に同意するときは、実施規則、認証運営委員会規程及び別に定める手順書に基づき、管理主体に対して口座の開設を申し出ることができる。管理主体は、口座開設の申出をもって、J-VER 登録簿に口座の開設を受けようとする者が以下に掲げる事項に同意しているものとみなすことができる。

一 管理主体に対して口座の開設を申し出る者（以下、「申出者」という）は、J-VER 登録簿に記載される J-VER 等が、国内政策等による制約を受けるものであることを了解し口座開設者としてかかる制約に服すること及びかかる制約により口座開設者に損害が生じても管理主体及び環境省により何ら補償されないこと。

二 管理主体の判断により、申出者が無効化する J-VER 等に関する情報が、本制度の運用上必要な範囲に限り第三者に提供される場合があること。

三 申出者は、口座開設を受けた後の J-VER 登録簿の利用につき、本規程の定めに従うこと。

#### 第 5 条 J-VER 等の発行記載

管理主体は、実施規則及び認証運営委員会規程に基づき、口座開設者の口座に対し J-VER 等の発行記載を行うものとする。

#### 第 6 条 J-VER 等の移転、無効化

口座開設者は、別に定める手順書に基づき、自らの口座に記載された J-VER 等の他の口座への移転及び無効化を行うことができる。

#### 第 7 条 記録の過誤訂正手続

管理主体は、口座開設者の J-VER 等の発行又は移転若しくは無効化等の記録につき過誤を発見した場合、当該過誤の訂正が可能な限度において当該過誤を事前に口座開設者に通知することなく訂正することができる。管理主体は、かかる訂正を行った場合、速やかに当該訂正により影響を受ける口座開設者に対して訂正の内容及び理由を通知するものとする。

## 第 8 条 J-VER 登録簿の運営

J-VER 登録簿の運営業務の取扱時間は、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 6 時までとする。

2 管理主体は、必要があると認める場合には、運営業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、管理主体は、あらかじめ J-VER 登録簿の運営を行うウェブサイト（以下、「J-VER 登録簿運営サイト」という）においてその旨を公表することとする。

3 管理主体は、J-VER 登録簿の運営設備の保守又は点検、システム変更、不正アクセス防止措置その他のやむを得ない事由により J-VER 登録簿の運営業務を停止することができる。この場合において、管理主体は、J-VER 登録簿運営サイトにおいて速やかに運用停止を行う旨及び停止期間の予定に係る情報を公表することとする。

4 この規程に基づき管理主体が口座開設者に対して行う通知は、J-VER 登録簿運営サイトにおける当該口座開設者の口座情報表示画面において表示する方法により行うこととし、当該表示を行った日の翌日（当該翌日が平日でない場合には、当該表示を行った日の直後に到来する平日）をもって口座開設者に対する通知の到達時とみなす。

## 第 9 条 個人情報の取扱い

J-VER 登録簿への口座開設のために取得した口座開設者の個人情報は、本制度の目的のためにのみ使用するものとする。

## 第 10 条 口座利用の停止及び口座の廃止

口座開設者が虚偽の申出を行った場合その他の重大な違反を行った場合には、管理主体は当該口座開設者の口座利用権限を停止し、当該口座開設者に対してその旨の通知を行うこととする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、管理主体は当該口座開設者の保有口座を廃止した上、当該口座開設者に対しその旨の通知を行うこととする。かかる通知の到達によりこの規程に基づく口座利用関係（次項に基づく移転記録の申出を除く。）は終了するものとする。

一 口座開設者から口座を廃止する旨の申出があった場合

二 管理主体が J-VER 登録簿管理業務を廃止する場合

三 前項による口座利用権限の停止に係る通知の到達後 30 日以内に口座開設者が口座利用権限の停止の原因となった違反状態を解消できなかった場合

3 前項第 1 号及び第 3 号の場合において、廃止される口座に記載された J-VER 等につき、当該口座の口座開設者は、同各号により口座利用が終了した日から 30 日以内に本利用規程第 6 条に規定する J-VER 等の移転及び無効化の手続を行う。上記期間内に J-VER 等の移転又は無効化がなされない場合には、管理主体は無効化口座又はバッファー管理口座に移転記録を行う等の措置を講ずることができる。

4 管理主体は J-VER 登録簿管理業務を廃止する場合には、あらかじめ口座開設者に対してその理由を明示の上、廃止する旨その他の必要事項を通知するものとする。管理主体は当該通知から J-VER 登録簿管

理業務の廃止まで口座開設者に十分な猶予期間を確保するよう努めるものとする。

#### 第 11 条 都道府県 J-VER が効力を失った場合の措置

都道府県 J-VER プログラムの運営者(運営主体がプログラム認証を更新しなかった場合、プログラム認証の期間変更があった場合、あるいはプログラム認証に係る覚書に基づきプログラム認証が取り消された場合、J-VER プログラム認証の効力を失う。ことから、都道府県 J-VER プログラムの運営者(運営主体?)は、プログラム認証の効力を失った日から起算して 30 日以内に速やかに都道府県 J-VER を J-VER 登録簿上で無効化しなければならない。ただし、期限プログラム認証の効力を失った日から 30 日以内に当該都道府県 J-VER プログラムの運営主体による無効化が行われない場合、制度管理者が当該都道府県 J-VER の無効化の手続を行うものとする。

#### 第 121 条 変更の届出

口座開設者は、口座開設時に提出した文書の記載事項に変更が生じた場合、別に定める手順書に基づき、速やかにかかる変更内容を届け出なければならない。

2 口座開設者が前項の変更に係る届出を怠ったために、この規程に基づく管理主体からの通知が延着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなす。

#### 第 132 条 口座開設者の地位の譲渡及び担保差し入れ

口座開設者は、この規程に基づく口座開設者たる地位及び権利義務の第三者に対する譲渡、移転、担保差し入れその他の処分又は口座開設者の名義貸しを行うことはできない。

#### 第 143 条 免責

天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害（一時的なものであるか否かを問わない。）、口座開設者との間の通信回線（有線、無線を問わない。）の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な口座利用、インターネット閲覧のためのアプリケーションの不具合等に起因して又は関連して記録等の遅延、不能又はこれらに関する誤処理がなされたことにより口座開設者に発生した損害につき、管理主体に重大な過失がないかぎり、管理者は一切の責任を負わない。

2 管理主体は、口座開設、その他の行為につき、重大な過失がないかぎり一切の責任を負わない。

3 管理主体は、口座開設者の J-VER 等につき差押えを行う等の裁判所の命令の送達を受け、これに従って行動した場合、口座開設者その他の第三者に発生した損害につき、一切の責任を負わない。

#### 第 154 条 規程変更

この規程は、国内政策の変更等により、必要に応じて変更されるものとし、管理主体は、あらかじめこの規程を変更する旨及び変更後の規程を J-VER 登録簿運営サイトにおいて公表するものとする。当該変更

につき同公表において定める日までに口座開設者の異議の申出がない場合には、口座開設者は当該変更後の規程に同意したものとみなす。

2 管理主体は、前項の変更により口座開設者に発生した損害につき、一切の責任を負わない。

#### 第 165 条 準拠法及び裁判管轄

この規程は、日本語を使用言語とし、日本法に準拠し日本法に従い解釈されるものとする。管理主体と口座開設者の間においてこの規程に起因して又は関連して生じた一切の紛争につき、東京地方裁判所が第一審の非専属的合意管轄を有する。

#### 第 176 条 事務の取扱い

この規程に定める管理主体の行う事務については、実施規則及び認証運営委員会規程に基づき [オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会事務局](#) [MSOffice1] [気候変動対策認証センター](#) において取り扱うものとする。